## 建設業許可申請の手引き改正箇所

ページ	改正前(令和7年5月改訂)	改正後(令和7年10月改訂)
P40	<出向者について>	<出向者について>
	上記の書類の外に、 <u>出向協定書及び辞令の写し</u> を提出してください。	上記の書類の外に、 <b>出向協定書及び辞令の写し</b> を提出してください。
	要件の確認 経営業務の管理責任者としての個人の要件を確認するため、以下の表に掲げ	※確認書類としての健康保険証の取扱いについて※ 健康保険証について、建設業許可において確認書類として認める期限は以下のとおりです。 《郵送の場合》
P41	<出向者について> 上記の書類の外に、 <b>出向協定書及び辞令の写し</b> を提出してください。 なお、現場の主任技術者及び監理技術者については、出向者は認められません	要件の確認 経営業務の管理責任者としての個人の要件を確認するため、以下の表に掲げ <出向者について> 上記の書類の外に、出向協定書及び辞令の写しを提出してください。 なお、現場の主任技術者及び監理技術者については、出向者は認められません

要件の確認 (実務経験により要件を満たすもののみ)・・・(1) 及び

(2) を提出

※監理技術者資格者証の写しによって基準を満たすことを証明する場合は 提出不要です。

## ※確認書類としての健康保険証の取扱いについて※

健康保険証について、建設業許可において確認書類として認める期限は以下のとおりです。

《郵送の場合》

今和7年12月1日までの消印がされたもの。

《持参の場合》

令和7年12月1日の受付時間内に受理されたもの。

上記期限を過ぎた申請等については、健康保険証を確認書類として添付している場合、有効なものとしての取扱いは行いません。

健康保険証に代えて別途確認書類の提出をしていただくこととなりま すのでご留意願います。

**要 件 の 確 認** (実務経験により要件を満たすもののみ)・・・(1) 及び (2) を提出

<u>※監理技術者資格者証の写しによって基準を満たすことを証明する場合は提</u> 出不要です。